

当面の課題に関する論点整理（案）

（第1回検討会、第2回検討会において出された意見を事務局において整理したもの）

1. 福祉用具の情報提供に関する事項

- ① いわゆる「外れ値」への対応について
 - 同一福祉用具の貸与価格について、過大な差は生じず、事業所の規模や製品の経済的価値等の低下を要因とはしがたい外れ値が存在していることは不適切であり、何らかの対応が必要ではないか。
 - 都道府県および市町村は、事業者に対し、外れ値について適切な意見を述べる等の指導を行い、適正化を図るべきではないか。
 - 都道府県及び市町村は、国保連合会介護給付適正化システム等を活用し、外れ値の実態と要因を調査し、公表すべきではないか。
 - 国保連合会適正化システムを用いる場合、保険者のみならず、利用者やケアマネジャーが情報を確認できる仕組みが必要ではないか。
- ② 情報提供の方法について
 - 利用者が適切な福祉用具サービスを選択するためには、価格の情報、多様な機能等の情報、事業所のサービス内容の情報が適切に提供される必要があるのではないか。
 - 利用者やケアマネジャーを含め誰でも、価格情報が効果的に提供されるよう、事業所毎の福祉用具の貸与価格等について、IT技術を活用した情報提供システムの構築が必要ではないか。
 - 利用者が、現に利用している福祉用具の価格について、自ら関心を持ち点検・比較できるよう、国保連合会介護給付適正化システムを活用し、利用者へ通知してはどうか。

- ケアマネジャー等には、福祉用具の貸与価格について理解し、利用者にその情報が効果的に活用させるよう、援助する役割が重要ではないか。

2. サービスの適正化・効率化に関する事項

① サービスの質の向上について

- 福祉用具については、導入時にきちんとしたアセスメントを行い、利用者の状態像を考慮したマネジメントを適切に行う必要があるのではないか。
- 福祉用具貸与事業者は、福祉用具の導入理由を明確にした居宅サービス計画書の目標を踏まえたサービスの実施、および定期的な使用状況の確認を行う必要があるのではないか。
- モニタリングの機能を活用して、福祉用具の正しい利用や、その安全性を担保することが重要ではないか。
- 福祉用具専門相談員がモニタリングを行う際に、その力量に左右されないようチェック基準を標準化すべきではないか。
- 福祉用具の提供に当たっては、適切なケアマネジメントとともに、OT・PTなど専門職との連携や、更生相談所などのバックアップシステムを活用してはどうか。

② 給付方法の適正化について

- 貸与種目には、メンテナンスの必要性が低く販売価格も低いものが含まれているため、必要以上の給付費が長期に渡って費やされているのではないか。
- 軽度者からの利用が多く、結果的に長期間の利用となるものや選定がきちんと行われたもの、比較的安価なものなどについては貸与から販売としてもよいのではないか。
- 販売においても、適切な選定、試用期間、メンテナンス、何かあった時の対応等が行える体制を担保するとともに、責任の所在を明確にすべきではないか。

- 販売においても、利用者の不注意な使用や、保守点検の不備による事故の発生を防ぐため、安全性を担保する必要があるのではないか。
- 貸与種目から販売種目とする場合には、一定の経過措置期間の設定等が必要ではないか。